



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月16日金曜日 第1382号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可（2件）.....	927
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	927
地籍調査の成果の認証.....	928
土地改良区役員の就退任の届出.....	928
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	928
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	928
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	929
県営土地改良事業の工事の完了.....	929
家畜商の免許の取消し.....	929
解除予定保安林.....	929
建設業者の営業の停止命令.....	930
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	930
道路の区域変更（一般国道319号）.....	931
道路の供用開始（ " ）.....	931
道路の区域変更（一般国道317号）.....	931
開発行為に関する工事の完了.....	932

公 告

透過型電子顕微鏡装置の購入.....	932
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	933
危険物取扱者法定講習会の実施.....	933
愛媛県立医療技術短期大学入学試験の実施.....	935
採石業務管理者試験の実施.....	938

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1420号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の

○愛媛県告示第1422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

規定により、次のとおり周桑事務組合の規約の変更を許可した。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合の共同処理する事務から老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の老人福祉センターの設置、管理及び運営に関する事務を除く。

2 規約変更年月日

平成14年 8月 7日

3 規約変更許可年月日

平成14年 8月 7日

○愛媛県告示第1421号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更を許可した。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合の共同処理する事務から医療法（昭和20年法律第205号）第1条の2第2項に規定する診療所である急患医療センターの設置及び管理運営に関する事務並びに愛媛県からの委託を受けて行う地域介護実習・普及センターに関する事務を除く。

2 規約変更年月日

平成14年 8月 7日

3 規約変更許可年月日

平成14年 8月 7日

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タカヒ甲912番地2	<ul style="list-style-type: none"> 店舗周辺道路の交通量の増大に伴い、適切な渋滞緩和策を講じること。 店舗周辺の通学路において児童・生徒の安全確保に配慮すること。 ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗周辺道路の交通量の増大に伴い、適切な渋滞緩和策を講じること。 騒音防止に努めること。 ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。

○愛媛県告示第1423号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
別子山村	保土野・谷内の一部、中敷	平成12年度から平成13年度まで	別子山村の地籍図及び地籍簿
丹原町	大字明河の一部	平成12年度から平成13年度まで	丹原町の地籍図及び地籍簿
松前町	大字大間	平成12年度から平成13年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成14年 8月16日

○愛媛県告示第1424号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 伊 敏 郎	西宇和郡三瓶町大字垣生甲256番地
"	木 下 孝 也	西宇和郡三瓶町大字朝立 4 番耕地226番地
"	片 山 昭 典	西宇和郡三瓶町大字朝立 1 番耕地93番地 1
"	清 水 音 一	西宇和郡三瓶町大字津布理3661番地
"	西 本 定 義	西宇和郡三瓶町大字安土45番地
"	宇都宮 仁	西宇和郡三瓶町大字和泉甲484番地
"	西 村 和 明	西宇和郡三瓶町大字嶋山丙181番地
"	河 内 洋 紀	西宇和郡三瓶町大字垣生甲1450番地38
"	洲 家 卯太磨	西宇和郡三瓶町大字二及 2 番耕地576番地 1
"	山 本 厚 美	西宇和郡三瓶町大字長早 3 番耕地404番地
"	西 梅 正 造	西宇和郡三瓶町大字周木 6 番耕地142番地 2
"	菊 澤 法 夫	西宇和郡三瓶町大字皆江1748番地
"	酒 井 信 彦	西宇和郡三瓶町大字有太刀694番地
"	黒 田 正 一	西宇和郡三瓶町大字蔵貫村476番地 2
"	仲 村 権 二	西宇和郡三瓶町大字皆江1750番地 5
"	堀 尾 政 二	西宇和郡三瓶町大字下泊307番地 1
監 事	宮 本 訓 孝	西宇和郡三瓶町大字朝立 1 番耕地53番地 1
"	吉 岡 慶 治	西宇和郡三瓶町大字二及 1 番耕地334番地
"	笹 田 昭 治	西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦647番地 6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 伊 敏 郎	西宇和郡三瓶町大字垣生甲256番地
"	木 下 孝 也	西宇和郡三瓶町大字朝立 4 番耕地226番地
"	三 好 豊	西宇和郡三瓶町大字朝立 1 番耕地279番地 1
"	清 水 音 一	西宇和郡三瓶町大字津布理3661番地
"	西 本 定 義	西宇和郡三瓶町大字安土45番地
"	宇都宮 仁	西宇和郡三瓶町大字和泉甲484番地
"	西 村 榮	西宇和郡三瓶町大字嶋山丙181番地
"	井 上 宗 治	西宇和郡三瓶町大字垣生甲204番地 1
"	洲 家 卯太磨	西宇和郡三瓶町大字二及 2 番耕地576番地 1
"	山 本 厚 美	西宇和郡三瓶町大字長早 3 番耕地404番地
"	西 梅 正 造	西宇和郡三瓶町大字周木 6 番耕地142番地の内第 2
"	菊 澤 法 夫	西宇和郡三瓶町大字皆江1755番地39
"	清 家 一 美	西宇和郡三瓶町大字有太刀716番地
"	井 上 悦 男	西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦745番地
"	三 好 一 雄	西宇和郡三瓶町大字蔵貫村381番地
"	堀 尾 政 二	西宇和郡三瓶町大字下泊307番地の 1
監 事	片 山 敏 信	西宇和郡三瓶町大字朝立 2 番耕地547番地
"	稲 葉 誠 治	西宇和郡三瓶町大字垣生甲378番地の10
"	仲 村 権 二	西宇和郡三瓶町大字皆江1750番地 5

○愛媛県告示第1425号

重信町志津川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・垣ノ内地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・垣ノ内地区）変更計画書の写し
- (2) 重信町志津川土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年 8月19日から 9月13日まで

3 縦覧場所

重信町役場

○愛媛県告示第1426号

重信町下林下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仙幸寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仙幸寺地区）計画書の写し
 - (2) 重信町下林下土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 8月19日から 9月13日まで
- 3 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第1427号

重信町上村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹ノ下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹ノ下地区）計画書の写し
 - (2) 重信町上村土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 8月19日から 9月13日まで
- 3 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第1428号

重信町樋口土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音井地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1431号

家畜商法（昭和24年法律第 208 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成14年 8月16日次の者の家畜商の免許を取り消した。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)	取消理由
第559号	昭和37年12月 1日	大洲市平野町野田甲175番地	頼 兼 利 夫	大正14年 4月29日	申請による

○愛媛県告示第1432号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音井地区）計画書の写し
 - (2) 重信町樋口土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 8月19日から 9月13日まで
- 3 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第1429号

一本松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・平串地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・平串地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 8月19日から 9月13日まで
- 3 縦覧場所
一本松町役場

○愛媛県告示第1430号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
中山間地域総合整備事業（ほ場整備）	中島地区	平成12年 1月19日

西宇和郡伊方町豊之浦字ヨコミチ 870 の 1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び伊方町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1433号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	営業停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
般・特-13 第7935号 般・特-14 第7935号	平成13年 6月17日 平成14年 7月23日	太陽テクノサービス株式会社	小山 俊六	越智郡菊間町種40 70番地2	平成14年 8月6日	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、熱水道施設工事業、消防施設工事業	平成14年8月19日 から同年9月2日 まで (15日間)	国家石油備蓄会社が発注する石油貯蔵保全等工事の入札について、他社と共同として不当な取引を行っていたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するものとして、平成14年6月24日公正取引委員会から勧告を受け、同年7月8日に応諾した。

○愛媛県告示第1434号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
支流 沖蔵川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山字ウズシリ二番耕地 186番地先から同市双岩大字若山字沖蔵三番耕地 265番地先まで 八幡浜市双岩大字若山字ウズシリ二番耕地 195番地先から同市双岩大字若山字沖蔵三番耕地 317番地先まで
支流 岡田川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山二番耕地 610番地先から同市双岩大字若山字大阪2番1地先まで 八幡浜市双岩大字若山二番耕地 576番地先から同市双岩大字若山字大阪3番1地先まで
支流 横平川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川乙クボノマヘ 207番地先から同市双岩大字布喜川字川口 367番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川乙クボノマヘ 210番地先から同市双岩大字布喜川字川口 367番地先まで
小支流 窪田川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川乙カログチ 368番地先から同市双岩大字布喜川乙カログチ 2番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川乙カログチ 368番地先から同市双岩大字布喜川乙カログチ乙 3番地先まで
小支流 唐谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川字カラタニ 425番地先から同市双岩大字布喜川字カラタニ 375番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川字カラタニ 436番地先から同市双岩大字布喜川字カラタニ 380番地先まで
支流 池尻川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川字イジノシリ 872番地先から同市双岩大字布喜川字イジノシリ 702番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川字イジノシリ 890番地先から同市双岩大字布喜川字イジノシリ 684番地先まで
支流 神町川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川字カミノマチ 1330番地先から同市双岩大字布喜川字カミノマチ 700番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川字カミノマチ 272番地先から同市双岩大字布喜川字カミノマチ 650番地先まで
小々支流 ホホサカ川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川字トウノシタ 250番地先から同市双岩大字布喜川字ホホサカ 760番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川字トウノシタ 200番地先から同市双岩大字布喜川字ホホサカ 782番地先まで

小支流 両家川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川字マメイ 400番地先から同市双岩大字布喜川字ヨコタ 795番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川字マメイ 300番地先から同市双岩大字布喜川字ヨコタ 820番地先まで
小々支流 寺川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字布喜川字テラカワ 307番地先から同市双岩大字布喜川字テラカワ 624番地先まで 八幡浜市双岩大字布喜川字テラカワ 315番地先から同市双岩大字布喜川字テラカワ 605番地先まで
小支流 釜倉川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字釜倉字トリゴエ一番耕地 298番地先から同市双岩大字釜倉字四辻一番耕地 381番地先まで 八幡浜市双岩大字釜倉字トリゴエ一番耕地 304番地先から同市双岩大字釜倉字四辻一番耕地 360番地先まで
小支流 粟木谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山字トウノシタ二番耕地 625番地先から同市双岩大字若山字笹ノ坂二番耕地 530番地先まで 八幡浜市双岩大字若山字トウノシタ二番耕地 490番地先から同市双岩大字若山字笹ノ坂二番耕地 700番地先まで
小支流 枇杷谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山字ピワダニ二番耕地 378番地先から同市双岩大字若山字ピワダニ一番耕地 215番地先まで 八幡浜市双岩大字若山字ピワダニ二番耕地 390番地先から同市双岩大字若山字ピワダニ一番耕地 230番地先まで
小支流 小谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山字タケノシタ二番耕地 600番地先から同市双岩大字若山字岡太場一番耕地 390番地先まで 八幡浜市双岩大字若山字タケノシタ二番耕地 620番地先から同市双岩大字若山字岡太場一番耕地 400番地先まで
小支流 奥谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山字タケノシタ二番耕地 381番地先から同市双岩大字若山字二反田一番耕地 180番地先まで 八幡浜市双岩大字若山字タケノシタ二番耕地 260番地先から同市双岩大字若山字二反田一番耕地 172番地先まで
小支流 紙屋川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字若山字クスノキダ一番耕地 290番地先から同市双岩大字若山字紙屋二番耕地 440番地先まで 八幡浜市双岩大字若山字クスノキダ二番耕地 306番地先から同市双岩大字若山字紙屋二番耕地 280番地先まで
小々支流 庵ノ谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字中津川字タケカゲ 220番地先から同市双岩大字中津川字ナカツカ 480番地先まで 八幡浜市双岩大字中津川字タケカゲ 217番地先から同市双岩大字中津川字ナカツカ 501番地先まで
小々支流 犬ヶ谷川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字中津川字犬ヶ谷78番地先から同市双岩大字中津川字犬ヶ谷 373番地先まで 八幡浜市双岩大字中津川字犬ヶ谷 169番地先から同市双岩大字中津川字犬ヶ谷 420番地先まで
小々支流 富田川	右岸 左岸	八幡浜市双岩大字中津川字とんだ甲75番地先から同市双岩大字中津川字せと 600番地先まで 八幡浜市双岩大字中津川字とんだ甲75番地先から同市双岩大字中津川字せと 520番地先まで

小々支流 ノリカツ子川	右岸 八幡浜市双岩大字中津川字ノリカツ子甲 120 番地先から同市双岩大字中津川字ノリカツ子甲40番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字中津川字ノリカツ子甲 130 番地先から同市双岩大字中津川字ノリカツ子甲85番地先まで
小々支流 野中川	右岸 八幡浜市双岩大字中津川字ノナカ甲76番地先から同市双岩大字中津川字ノナカ甲81番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字中津川字ノナカ甲40番地先から同市双岩大字中津川字ノナカ甲 101 番地先まで
小々支流 折尾川	右岸 八幡浜市双岩大字中津川字オリヲ 120 番地先から同市双岩大字中津川字クルマカド 200 番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字中津川字オリヲ甲 180 番地先から同市双岩大字中津川字クルマカド 190 番地先まで
小々支流 車門川	右岸 八幡浜市双岩大字中津川字クルマカド 310 番地先から同市双岩大字中津川字クルマカド 500 番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字中津川字クルマカド 230 番地先から同市双岩大字中津川字クルマカド 550 番地先まで

小々支流 丸田川	右岸 八幡浜市双岩大字布喜川字カライワ 290 番地先から同市双岩大字布喜川字マルタ 600 番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字布喜川字カライワ 400 番地先から同市双岩大字布喜川字マルタ 659 番地先まで
小々々支流 坪ノ本川	右岸 八幡浜市双岩大字布喜川字ツボノモト乙 340 番地先から同市双岩大字布喜川字ツボノモト乙 275番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字布喜川字ツボノモト乙 500 番地先から同市双岩大字布喜川字ツボノモト乙 240番地先まで
小々々支流 ミサヒタ川	右岸 八幡浜市双岩大字布喜川字ミサヒタ六番耕地26番地先から同市双岩大字布喜川字ミサヒタ五番耕地 280 番地先まで 左岸 八幡浜市双岩大字布喜川字ミサヒタ七番耕地34番地先から同市双岩大字布喜川字ミサヒタ五番耕地 300 番地先まで
支流 神ノ川	右岸 西宇和郡瀬戸町田部字ミズノモト99番19地先から同町田部字ダイトクサク65番 4 地先まで 左岸 西宇和郡瀬戸町田部字ミズノモト99番11地先から同町田部字ダイトクサク90番地先まで

○愛媛県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	宇摩郡新宮村大字新宮114番 2 から 同大字190番 4 まで	旧	メートル 5.6 ~ 16.4	キロメートル 0.551	
			新	16.8 ~ 37.8	0.551	
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮190番 4 から 同大字191番 2 まで	旧	6.0 ~ 28.0	0.065	
			新	6.0 ~ 28.0 15.0 ~ 32.0	0.065 0.065	
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮191番 2 から 同大字217番 4 まで	旧	5.0 ~ 40.0	0.252	
			新	29.5 ~ 60.6	0.252	

○愛媛県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	宇摩郡新宮村大字新宮116番から 同大字142番 5 まで	平成14年 8月30日
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮191番 2 から 同大字217番 4 まで	"

○愛媛県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	317号	越智郡玉川町大字長谷字竹谷乙14番3地先から 同字乙19番1地先まで	旧	メートル 11.4~24.6	キロメートル 0.072	
			新	16.0~69.6	0.072	
"	"	越智郡玉川町大字長谷字竹谷乙19番1地先から 同大字字本谷甲249番地先まで	旧	8.2~26.4	0.256	
			新	8.2~26.4 18.4~105.8	0.256 0.198	
"	"	越智郡玉川町大字長谷字本谷甲249番地先から 同大字字黒ノ谷乙76番3まで	旧	6.8~19.6	0.378	
			新	16.0~35.4	0.378	

○愛媛県告示第1438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
松局伊土検（開）第21号 平成14年 7月24日	伊予市下三谷字中屋敷1127番5	新居浜市庄内町一丁目8番17号 日野浩司
今局建（開）第2号 平成14年 7月24日	越智郡波方町大字波方字郷乙409番3、乙409番48、乙409番49、乙409番65、乙409番67、乙409番69、乙409番70、乙409番72、乙409番74、乙409番79、乙409番80及び乙409番81	越智郡波方町大字波方字郷甲1276番地1 株式会社 矢野開発 代表取締役 矢野直幸
今局建（開）第3号 平成14年 7月25日	越智郡朝倉村大字朝倉下甲452番3	今治市北宝来町二丁目2番地22 株式会社 平野 代表取締役 平野啓三
西局建（開）第13号 平成14年 7月26日	西条市古川字古新開乙47番5	西条市古川乙47番地の3 斉藤博
西局建（開）第14号 平成14年 7月26日	西条市大町字小川195番1	西条市大町272番地の1 山本貴仁
松局伊土検（開）第22号 平成14年 7月30日	伊予市本郡字川之元278番3及び280番4	青森県三沢市美野原三丁目6番地1号 向井昌規
松局建（開）第10号 平成14年 8月1日	温泉郡重信町大字志津川字八反地甲1666番1	松山市下伊台町1309番地52 山下政光

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

透過型電子顕微鏡装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

透過型電子顕微鏡装置一式（透過型電子顕微鏡装置一式、CCDカメラ装置一式、冷却水循環装置一式、真空蒸着装置一式、附属機器一式、搬入、据付け、配線、調

整、保守等一式）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成15年 1月31日

(5) 納入場所

愛媛県立衛生環境研究所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)941 2111 内線 2314

- (2) 入札書の受領期限
平成14年9月27日（金）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成14年9月27日（金）午後2時
愛媛県総務部総務管理課会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Transmission Electron Microscope ,1 sets
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. ,27 September 2002
- (3) For further information ,please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department ,Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2314

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 8月7日	特定非営利活動法人フラット	角 森 美 保	今治市新谷乙223番地72	この法人は、障害者及び高齢者の方々を対象に、自由に安心して社会参加や自立生活が送れる様にあらゆる面から支援すると共に、地域住民に対し、対象者やボランティア活動に理解を求めつつボランティア活動に参加を促しながら個々の技能を高め、対象者が地域住民と共生できる社会づくりを促進することを目的とする事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄することを目的とする。

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成14年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成14年10月1日(火)午前9時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成14年10月3日(木)午前9時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成14年10月8日(火)午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成14年10月9日(水)午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成14年10月24日(木)午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター
	平成14年10月25日(金)午前9時	東予市周布349番地1 東予市市民会館
	平成14年10月29日(火)午前9時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成14年11月1日(金)午前9時	川之江市川之江町4071番地 川之江市民会館
	平成14年11月6日(水)午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
(2) 石油コンビナート等災害防止法(昭和60年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成14年10月8日(火)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成14年10月10日(木)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成14年10月29日(火)午後1時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成14年11月6日(水)午前9時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
	平成14年11月7日(木)午前9時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
	平成14年11月19日(火)午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成14年10月1日(火)午後1時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成14年10月3日(木)午後1時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成14年10月9日(水)午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成14年10月10日(木)午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成14年10月25日(金)午後1時	東予市周布349番地1 東予市市民会館
	平成14年10月30日(水)午前9時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成14年10月31日(木)午後1時	川之江市川之江町4071番地 川之江市民会館
	平成14年11月1日(金)午後1時	川之江市川之江町4071番地 川之江市民会館
平成14年11月7日(木)午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部	

2 受講申請書の提出期間

平成14年9月10日から各講習開催日の2日前まで(必着)

3 受講申請書の請求先及び提出先

最寄りの地方局総務福祉部県民生活課

○公 告

愛媛県立医療技術短期大学入学試験の実施について

平成15年度愛媛県立医療技術短期大学入学試験を次のとおり実施する。

平成14年8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

(1) 学科

区 分	期 日	場 所	修業年限	募 集 人 員	卒 業 後 の 資 格
第一看護学科	(1) 一般入学試験 平成15年 2月14日(金) (2) 推薦入学試験 平成14年 11月23日(土) (3) 社会人特別選抜 試験 平成14年 11月24日(日)	伊予郡砥部町高 尾田 543 番地 愛媛県立医療技 術短期大学	3年	50人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は15 人以内、社会人 特別選抜試験に よる募集人員は 3人以内)	(1) 看護師国家試験の受験資格が得ら れる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校 養成所の受験資格が得られる。
第二看護学科	同 上	同 上	2年	50人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は15 人以内、社会人 特別選抜試験に よる募集人員は 3人以内)	同 上
臨床検査学科	(1) 一般入学試験 平成15年 2月14日(金) (2) 推薦入学試験 平成14年 11月23日(土)	同 上	3年	20人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は、 6人以内)	臨床検査技師国家試験の受験資格が 得られる。

(2) 専攻科

課 程	期 日	場 所	修業年限	募 集 人 員	修 了 後 の 資 格
地域看護学専攻	(1) 一般入学試験 平成15年 1月18日(土) (2) 推薦入学試験 平成14年 11月24日(日)	伊予郡砥部町高 尾田 543 番地 愛媛県立医療技 術短期大学	1年	30人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は、 8人以内)	保健師国家試験の受験資格が得られ る。
助産学専攻	同 上	同 上	同上	20人(うち、推 薦入学試験によ る募集人員は、 5人以内)	助産師国家試験の受験資格が得られ る。

2 受験資格

(1) 学科

ア 一般入学試験

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、第二看護学科に出願できる者は、次のいずれかに該当する者で、准看護師の免許を有しているもの又は平成15年3月31日までにその免許を取得する見込みのものとする。

- (ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は平成15年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者又は平成15年3月31日までにこれに該当する見込みの者

イ 推薦入学試験

出願できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、第二看護学科にあっては、次に掲げる要件を満たす者で、准看護師の免許を平成15年3月31日までに取得する見込みのものに限る。

- (ア) 愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を平成15年3月卒業見込みであること。
- (イ) 在学学校の長の推薦があること。
- (ウ) 合格した場合は、入学することを確約できること。

ウ 社会人特別選抜試験

出願できる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、かつ、第一看護学科にあっては(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる要件を、第二看護学科にあっては(カ)から(キ)までに掲げる要件を満たす者とする。

- (ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (ウ) 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (エ) 平成15年4月1日現在23歳以上であり、社会人の経験を3年以上有すること。
- (オ) 平成15年4月1日現在23歳以上であり、准看護師の免許を取得後、社会人の経験を3年以上有すること。
- (カ) 入学後は看護学を修め、卒業後は看護の分野に就業する意志を有していること。
- (キ) 合格した場合は、入学することを確約できること。

(2) 専攻科

ア 一般入学試験

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、助産学専攻にあっては、女子に限るものとする。

- (ア) 短期大学の看護に関する学科を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者
- (イ) 専修学校の看護に関する専門課程を修了した者又は平成15年3月修了見込みの者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10の規定により大学に編入学することができる者
- (ウ) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者又は平成15年3月修了見込みの者でその最終の課程において看護に関する課程を修了し、又は修了する見込みのもの
- (エ) その他愛媛県立医療技術短期大学において、(ア)に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

イ 推薦入学試験

(ア) 地域看護学専攻

出願できる者は、次のaからcまでのいずれかに該当し、かつ、d及びeに掲げる要件を満たす者とする。

- a 愛媛県内の短期大学の看護に関する学科を平成15年3月卒業見込みの者
- b 愛媛県内の専修学校の看護に関する専門課程を平成15年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者
- c その他愛媛県内の看護師学校養成所を平成15年3月卒業見込みの者で愛媛県立医療技術短期大学において、aに掲げる者と同等以上の学力があると認められたもの
- d 在学学校の長の推薦があること。
- e 合格した場合は、入学することを確約できること。

(イ) 助産学専攻

出願できる者は、次のaからcまでのいずれかに該当し、かつ、d及びeに掲げる要件を満たす者とする。ただし、女子に限るものとする。

- a 愛媛県内の大学又は短期大学の看護に関する学科を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者
- b 愛媛県内の専修学校の看護に関する専門課程を修了した者又は平成15年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者
- c その他愛媛県内の看護師学校養成所を卒業した者又は平成15年3月卒業見込みの者で愛媛県立医療技術短期大学において、aに掲げる者と同等以上の学力があると認められたもの
- d 卒業学校又は在学学校の長の推薦があること。
- e 合格した場合は、入学することを確約できること。

3 試験科目

(1) 学科

ア 一般入学試験

学 科	教 科	科 目	備 考
第一看護学科	国 語	国 語 I	「古文」及び「漢文」を除く。
	数 学	数 学 I	
	外 国 語	英 語 I 英 語 II	
	理 科	化 学 I B 生 物 I B	左の科目のうちから1科目選択すること。
	国 語	国 語 I	「古文」及び「漢文」を除く。

第二看護学科	数 学	数 学 I	
	外 国 語	英 語 I 英 語 II	
	理 科	化 学 I B 生 物 I B	左の科目のうちから 1 科目選択すること。
臨床検査学科	国 語	国 語 I	「古文」及び「漢文」を除く。
	数 学	数 学 I 数 学 II 数 学 A 数 学 B	「数学A」の「平面幾何」・「計算とコンピュータ」及び「数学B」の「確率分布」・「算法とコンピュータ」を除く。
	外 国 語	英 語 I 英 語 II	
	理 科	化 学 I B	

- イ 推薦入学試験
小論文及び面接
- ウ 社会人特別選抜
小論文及び面接

(2) 専攻科

- ア 一般入学試験

科 目	備 考
看 護 学	
英 語	

- イ 推薦入学試験
小論文及び面接

4 入学願書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 学科

- (ア) 一般入学試験
平成15年 1月14日(火) から22日(水) まで
- (イ) 推薦入学試験
平成14年11月 1日(金) から 6日(水) まで
- (ウ) 社会人特別選抜試験
平成14年11月 1日(金) から 6日(水) まで

イ 専攻科

- (ア) 一般入学試験
平成14年12月 9日(月) から13日(金) まで
- (イ) 推薦入学試験
平成14年11月 1日(金) から 6日(水) まで

ウ 郵送による場合は、学科及び専攻科とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒791 2101 伊予郡砥部町高尾田 543 番地
愛媛県立医療技術短期大学

5 提出書類等

- (1) 次の書類等を提出すること。

ア 学科

- (ア) 入学願書(出願前 3 箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦 5 センチメートル、横 5 センチメートルの写真を 3 枚はること。)

- (イ) 調査書（2 受験資格(1)ア(ウ)又はウ(ウ)に該当する者は、成績証明書。ただし、成績証明書の入手が困難な場合は、これに準ずる書類）
- (ウ) 健康診断書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの。ただし、一般入学試験及び推薦入学試験を受ける者のうち、平成15年3月に高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者及び平成14年3月に卒業した者は、提出する必要がない。）
- (エ) 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒）
- (オ) 入学選考料18,000円（愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。ただし、愛媛県収入証紙を購入できない者は、郵便為替を同封すること。）
- (カ) 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学学校の長の推薦書及び志望理由書（募集要項に添付の用紙を使用すること。）
- (キ) 社会人特別選抜試験を受ける場合にあっては、志望理由書及び履歴書（募集要項に添付の用紙を使用すること。）
。ただし、第二看護学科の社会人特別選抜試験にあっては、これらの書類のほか准看護師の免許の写し

イ 専攻科

- (ア) 入学願書（出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横5センチメートルの写真を3枚はること。）
 - (イ) 成績証明書
 - (ウ) 卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (エ) 健康診断書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの）
 - (オ) 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒）
 - (カ) 入学選考料18,000円（愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。ただし、愛媛県収入証紙を購入できない者は、郵便為替を同封すること。）
 - (キ) 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学学校の長（助産学専攻にあっては、卒業学校の長を含む。）の推薦書、志望理由書及び履歴書（募集要項に添付の用紙を使用すること。）
- (2) 入学願書は、愛媛県立医療技術短期大学へ請求すること（郵送を希望する場合は、390円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

6 合格発表等

(1) 学科

ア 一般入学試験

平成15年2月21日（金）午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

イ 推薦入学試験

平成14年12月5日（木）午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、在学学校の長を通じて、合否を本人あて通知する。

ウ 社会人特別選抜試験

平成14年12月5日（木）午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 専攻科

ア 一般入学試験

平成15年1月24日（金）午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

イ 推薦入学試験

平成14年12月5日（木）午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

7 その他

詳細については、愛媛県立医療技術短期大学へ問い合わせること（郵便により問い合わせる場合は、あて先を明記して、所要の郵便切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせること。）。

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成14年 8月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第1別館11階会議室）

2 試験の日時

平成14年10月11日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成14年9月11日（水）から同月20日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

